

事 務 連 絡
令和2年3月16日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山 崎 篤 男

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける
個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮等について

平素は本会の事業運営に当たりご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

3月10日の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（3月12日付事務連絡）において、「事業基盤の弱い個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限にするため、産業界に対して、取引上の配慮を求める要請を行う。」とされたことを踏まえ、経済産業大臣、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長から発注事業者に対して取引上の配慮を求める要請が出されました。

また、3月13日付事務連絡でお知らせしたとおり、経済産業省において、中小企業者対策として、セーフティネット保証5号の対象となる業種について、一般土木建築業の他に、建築設計業等も追加指定されております。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、周知方よろしくお願いいたします。

以 上

事 務 連 絡

令和2年3月16日

建設関連業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける
個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮等について

令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染対策本部において決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」において、「事業基盤の弱い個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限にするため、産業界に対して、取引上の配慮を求める要請を行う。」とされました。

このことを踏まえ、別添のとおり、経済産業大臣、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長より通知が発出されましたので、ご参考にお知らせいたします。

※一人親方は個人事業主・フリーランスに相当するものとして、置き換えてお読み下さい。

また、経済産業省において、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、中小企業者対策として、セーフティネット保証5号の対象となる業種について、3月6日に緊急的に40業種を指定したのに続き、同感染症により重大な影響が生じている業種として、3月13日に316業種（建築設計業等も対象）をセーフティネット保証5号の対象として追加指定されておりますので、ご参考にお知らせいたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

<参考>経済産業省プレスリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007.html>

<セーフティネット保証5号 追加対象業種>

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-3.pdf>

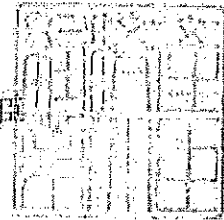
<パンフレット最新版>

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

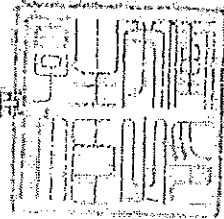
20200309経第1号
厚生労働省発雇均031,0第4号
公取企第25号
令和2年3月10日

関係事業者団体代表者 殿

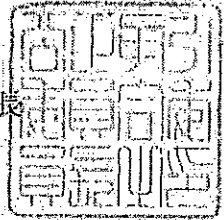
経済産業大臣



厚生労働大臣



公正取引委員会委員長



新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について

新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響が既に生じています。政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている個人事業主・フリーランスに対しても、できる限りの措置を講じることとしています。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個人事業主・フリーランスから、取引の相手方が、十分に協議することなく、適正な費用負担なしに一方的に契約を変更・解除した旨の相談が寄せられています。

つきましては、個人事業主・フリーランスと取引を行う事業者におかれましては、元来事業基盤が弱く、収入の減少が生活基盤の悪化に直結しやすい個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限とするため、下記の事項について適切な配慮をしていただくようお願いします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、個人事業主・フリーランスとの契約を変更する場合には、取引の相手方である個人事業主・フリーランスと十分に協議した上で、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと

(適正な対応の例)

- ・ 一方的に契約の変更を行うのではなく、変更の内容について、契約の相手方である個人事業主・フリーランスの同意を得た。
- ・ 契約の変更に際し、当該変更によって新たに個人事業主・フリーランスに発生する費用を報酬額に上乗せした。
- ・ 契約の変更（一部解除）に際し、既に個人事業主・フリーランスに発生している費用を負担した。

2. 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと

3. 個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、取引の相手方である個人事業主・フリーランスと十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと

以 上